

米子市監査委員告示第4号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月11日

米子市監査委員 住 田 篤 美
米子市監査委員 陶 山 晃
米子市監査委員 矢田貝 香 織

1 監査の対象

防災安全課

2 監査の範囲

主として平成28年4月1日から同年12月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成29年2月24日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・矢田貝香織

5 監査対象の概要

防災安全課の課及び係の設置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 防災及び災害対策の総括に関すること。
- (2) 武力攻撃事態等における国民保護に関すること。
- (3) 消防団に関すること。
- (4) 消防水利施設に関すること。
- (5) 水防に関すること。
- (6) 防犯協議会に関すること。
- (7) 交通安全施策の総合的推進に関すること。
- (8) 交通災害共済に関すること。

- (9) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく市長の権限に属する事務に関する事。
- (10) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づく市長の権限に属する事務に関する事。
- (11) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく市長の権限に属する事務に関する事。

また、平成28年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成28年12月末日現在）は別表のとおりであった。

6 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

7 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

8 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、現金出納簿が作成されていなかったため、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

(ア) 旅行命令（依頼）書が作成されていないものがあったため、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 出張復命書が作成されていないものがあったため、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 概算払をした旅費に係る精算報告が遅延しているものがあったため、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 消防団員の費用弁償に関する事務については、適正に処理されていた。

エ 収入に関する事務については、次の不適切な処理があった。

(ア) 行政財産使用料においては、使用料が徴収されていないものがあつたので、米子市行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。なお、当該使用料は、清算済みである。

(イ) 諸収入においては、交付金及び助成金の交付申請及び交付決定について財政課長に協議していないものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

オ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 報償金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 委託料に関する支出事務については、支出負担行為日が誤っているものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ク 使用料及び賃借料に関する支出事務については、次の不適切な処理があつた。

(ア) 土地借料においては、支出負担行為日が誤っているものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 不動産を借り受けようとするときに、総務部長の協議（総務管財課回付）をしていないものがあつたので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ケ 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

コ 補助金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

サ 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあつたので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、清算済みである。

(2) 公有財産の管理事務

ア 公有財産台帳の整備に関する事務については、防災安全課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合しないもの、公有財産貸付台帳及び不動産借受台帳が作成されていないものがあつたので、米子市公有財産規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 行政財産の使用許可に関する事務については、更新手続がされていないものがあつたので、米子市公有財産規則の規定に基づき、今後、適正

に処理すること。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、抽出により現品と照合した結果、符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

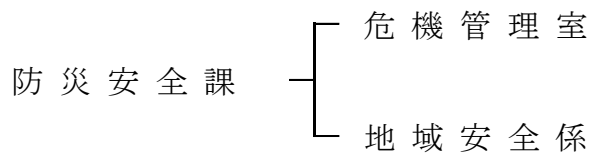
イ 貸与品の管理に関する事務

(ア) 防災業務に従事する職員に対する被服の貸与については、適正に処理されていた。

(イ) 交通安全指導員に対する被服及び装具の貸与については、返納、更新等の処理がされていないものがあったので、米子市交通安全指導員に関する規程（平成17年米子市訓令第33号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 郵便切手類の管理状況については、郵便切手類出納（受払）簿を基に、照合した結果、符合した。

別 図 組織図



別 表 平成28年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成28年12月末日現在)

歳 入 (単位：円、パーセント)

費 目	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	収 入 未 済 額 B - C	C/A	C/B
総務使用料	1,000	1,120	0	1,120	0.0	0.0
消防費 国庫補助金	126,303,000	0	0	0	0.0	-
総務費 県補助金	5,080,000	0	0	0	0.0	-
利子及び配当金	14,000	0	0	0	0.0	-
消防費寄附金	0	54,104	54,104	0	-	100.0
基金繰入金	20,000,000	0	0	0	0.0	-
雑入	18,470,000	10,579,856	10,579,856	0	57.3	100.0
総務債	193,600,000	0	0	0	0.0	-
消防債	46,000,000	0	0	0	0.0	-
合 計	409,468,000	10,635,080	10,633,960	1,120	2.6	100.0

歳 出 (単位：円、パーセント)

費 目	予 算 現 額 A	支出負担行為額 B	支 出 済 額 C	予 算 残 額 A - C	C/A	C/B
一般管理費	368,466,000	294,430,982	124,164,020	244,301,980	33.7	42.2
交通安全対策費	6,484,000	2,812,197	2,803,349	3,680,651	43.2	99.7
諸 費	15,406,000	14,011,354	11,950,427	3,455,573	77.6	85.3
社会福祉総務費	730,000	470,000	0	730,000	0.0	0.0
非常備消防費	91,168,000	69,901,153	55,565,159	35,602,841	60.9	79.5
消防施設費	62,325,000	45,691,972	19,184,574	43,140,426	30.8	42.0
水 防 費	58,000	0	0	58,000	0.0	-
合 計	544,637,000	427,317,658	213,667,529	330,969,471	39.2	50.0